

ウィズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業実施要綱

令和4年3月31日付け3農畜機第7202号
一部改正 令和4年5月25日付け4農畜機第1195号

新型コロナウイルス感染症の影響により脱脂粉乳等の牛乳乳製品の業務用需要が回復しきらず、この在庫が積み上がっている。

また、緊急事態宣言等による外食産業での内臓の需要低下により、保存に不向きな内臓については、廃棄を余儀なくされる状況となっている。

このような中では、業界による自主的な在庫低減の取組を促すとともに、新型コロナウイルス感染症により顕在化した畜産物の過剰在庫の抑制や廃棄リスクの低減のため、流通販売形態の変更やプロモーション等による畜産物の消費拡大に取り組むことが重要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、業界による脱脂粉乳の在庫低減に対する取組、牛乳乳製品等の販路の拡大等のための取組及び家庭での新たな国産内臓の需要を創出するための新製品開発・普及の取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

本事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金の交付手続等については、以下のとおりとする。

1 在庫低減支援対策事業

今後生じる短期的あるいは中長期的な生乳の需給緩和に対し、業界の自主的な需給安定対策のための初期体制の構築を後押しするとともに、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態によ

り積み上がった脱脂粉乳の在庫を低減する取組を支援する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添1のとおりとする。

2 販路拡大等支援事業

高水準となっている牛乳乳製品等の廃棄リスクを低減等するため、ECサイト（インターネット上で電子商取引を行うウェブサイト）をいう。以下同じ。）等への流通販売形態の変更、消費拡大の 프로모ーション等の取組を支援する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添2のとおりとする。

3 新規需要創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、外食産業での需要が低下している国産内臓について、内食・中食での新たな需要を掘り起こすため、食品製造事業者や小売事業者向けのモデル的な総菜・弁当等の調理済みの製品の開発の取組を支援する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添3のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第1の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則（令和4年3月31日付け3農畜機第7202号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月25日付け4農畜機第1195号）

この要綱の改正は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとする。